

## 移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

(令和6年度)

住 所 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

事業者名 東京都交通局  
代表者名（役職名及び氏名） 局長 堀越 弥栄子

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

## I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

## (1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

## ① 鉄道駅を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道駅	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
都営線6駅	エレベーター整備（令和4～6年度合計）	整備に向けた設計を実施
三田線・新宿線の駅	トイレの改修（令和4～6年度合計）	整備に向けた設計を実施
浅草線全駅	ホームドア整備（令和5年度まで）	都営地下鉄全駅で整備完了
三田線三田駅 三田線全駅※当局管理駅	ホームと車両の段差・隙間の縮小 ・三田線三田駅への可動ステップ追加設置完了（令和5年度） ・三田線での対策完了（令和6年度）	（可動ステップ） 設置完了 (三田線での対策) 対策完了
三田線、新宿線、大江戸線	地下鉄車両の更新 三田線4編成、新宿線4編成、大江戸線9編成更新（令和4～6年度合計）  日暮里・舎人ライナーの車両更新 12編成更新（令和4～6年度合計）	大江戸線1編成更新  4編成更新

## ② 鉄道駅を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
職員等が求めに応じて提供する設備の役務の提供	聴覚障害者からの求めに対して、筆談具を用いて応じられるよう、職員への教育を随時実施する。	計画の通り実施済み
設備を用いた情報提供	運行情報表示装置等を使用して、障害のある方に対し、運行情報等を文字及び音声により提供できるよう、設備の点検を実施する。	計画の通り実施済み
職員等の操作等が必要な設備を用いた役務の提供	スロープ板等による必要な役務の提供を行えるよう、職員への教育を随時実施する。	計画の通り実施済み

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての  
介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ホームドア整備等の警備員配置  「サービス介助士」資格取得	各線のホームドア設置・更新工事の際には、プラットホームに警備員を配置する。  全ての駅係員のほか、乗務員の「サービス介助士」の資格取得を進める。	計画の通り実施済み  駅係員 23名、 乗務員 10名が取得

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車内液晶モニターの設置	三田線 4編成、新宿線 4編成、大江戸線 9編成設置 (令和4～6年度合計)	大江戸線 1編成設置

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
接遇研修の実施	駅係員等を対象として、高齢者や障害のあるお客様への接遇に関する研修を実施する。	計画の通り実施済み
「サービス介助士」資格の取得促進	駅係員、乗務員等の「サービス介助士」資格取得を支援する。	駅係員 23名、 乗務員 10名が取得

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道駅の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
案内サインの掲示	エレベーター、優先席等において、高齢者、障害のあるお客様等の優先利用に関する案内サインを掲示する。	計画の通り実施済み
車内放送等での呼び掛け	車内放送等で、優先席の適正な利用に関する呼び掛けを隨時実施する。	計画の通り実施済み

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために（1）と併せて講ずべき措置の実施状況

- ・都営交通モニター調査により、施設、車両、接遇等に対する意見聴取を実施した。
- ・ホームページや電話で寄せられる利用者の意見を局内で共有するとともに、取組の改善に活用した

(3) 報告書の公表方法

当局ホームページに掲載  
URL:[https://www.kotsu.metro.tokyo.jp/about/safety/initiatives\\_for\\_facilitation.html](https://www.kotsu.metro.tokyo.jp/about/safety/initiatives_for_facilitation.html)

(4) その他

特になし

## I. 鉄道駅の移動等円滑化の達成状況(鉄道駅ごとに記入)

(令和7年3月31日現在)

共用 駅名	鉄道駅 名	路線 名	所在都道府 県・市・町・村	一日当た りの利用者 数	有人駅 別	公共交通 移動等円 滑化基準 適合の有 無	段差への 対応	ラット ホームの 数	段差が解 消され るラット ホームの 数	エレベー ーターの設 置数	エスカレ ーターの設 置数	モービ ル設置 台数	他の設 置基 数	傾斜 設置 台数	路筋 の所 有	内設置 の有 無	障害者 用ブロック の設置の 有無	障 害者用 の設置の 有無	障 害者用 改修工 事の有 無	障 害者用 機の有 無	車いす使 用者の円 滑な乗降 が可能な ラット ホームの 数	転落防 止のため の設備の設 置の有無	鉄道事業 者名
東京都交通局	西馬込駅	浅草線	東京都 大田区	43,636人	○	○	○	2	2	3 (3) 基	6 0 基	基	箇所	○	○	○	○	○	○	○			
東京都交通局	馬込駅	浅草線	東京都 大田区	26,346人	○	○	○	1	1	2 (2) 基	1 0 基	基	箇所	○	○	○	○	○	○	○			
東京都交通局	中延駅	浅草線	東京都 品川区	27,903人	○	○	○	1	1	2 (2) 基	1 0 基	基	箇所	○	○	○	○	○	○	○			
東京都交通局	戸越駅	浅草線	東京都 品川区	21,299人	○	○	○	1	1	2 (2) 基	1 0 基	基	箇所	○	○	○	○	○	○	○			
東京都交通局	五反田駅	浅草線	東京都 品川区	59,177人	○	○	○	1	1	2 (2) 基	4 0 基	基	1 箇所	○	○	○	○	×	0	○			
東京都交通局	高輪台駅	浅草線	東京都 港区	13,969人	○	○	○	1	1	1 (1) 基	4 0 基	1 基	箇所	○	○	○	○	×	0	○			
東京都交通局	泉岳寺駅	浅草線	東京都 港区	33,601人	○	○	○	2	2	1 (1) 基	2 0 基	3 基	2 箇所	○	○	○	○	○	0	○			
東京都交通局	三田駅	浅草、三田線	東京都 港区	107,560人	○	○	○	3	3	3 (3) 基	21 (3) 基	基	1 (1) 箇所	○	○	○	○	○	2	○			
東京都交通局	大門駅	浅草、大江戸線	東京都 港区	101,853人	○	○	○	3	3	5 (5) 基	29 (2) 基	基	2 箇所	○	○	○	○	○	1	○			
東京都交通局	新橋駅	浅草線	東京都 港区	61,689人	○	○	○	2	2	2 (2) 基	6 (1) 基	基	2 (2) 箇所	○	○	○	○	○	0	○			
東京都交通局	東銀座駅	浅草線	東京都 中央区	58,099人	○	○	○	2	2	1 (1) 基	0 0 基	基	1 箇所	○	○	○	○	○	0	○			
東京都交通局	宝町駅	浅草線	東京都 中央区	31,022人	○	○	○	2	2	2 (2) 基	5 0 基	基	箇所	○	○	○	○	○	0	○			
東京都交通局	日本橋駅	浅草線	東京都 中央区	41,410人	○	○	○	2	2	1 (1) 基	4 0 基	基	2 箇所	○	○	○	○	○	0	○			
東京都交通局	人形町駅	浅草線	東京都 中央区	34,171人	○	○	○	1	1	3 (3) 基	1 0 基	基	箇所	○	○	○	○	○	0	○			
東京都交通局	東日本橋駅	浅草線	東京都 中央区	25,398人	○	○	○	2	2	1 (1) 基	2 0 基	基	箇所	○	○	○	○	○	0	○			
東京都交通局	浅草橋駅	浅草線	東京都 台東区	47,864人	○	○	○	1	1	2 (2) 基	5 0 基	基	1 箇所	○	○	○	○	○	0	○			
東京都交通局	戴戸駅	浅草線	東京都 台東区	28,718人	○	○	○	2	2	2 (2) 基	2 0 基	基	2 (2) 箇所	○	○	○	○	○	0	○			
東京都交通局	巣鴨駅	浅草線	東京都 台東区	50,125人	○	○	○	2	2	3 (3) 基	1 0 基	基	5 箇所	○	○	○	○	○	0	○			
東京都交通局	本所吾妻橋駅	浅草線	東京都 墨田区	21,482人	○	○	○	2	2	2 (2) 基	0 0 基	基	箇所	○	○	○	○	○	0	○			
東京都交通局	芝公園駅	三田線	東京都 港区	28,023人	○	○	○	2	2	3 (3) 基	5 0 基	基	箇所	○	○	○	○	○	1	○			
東京都交通局	御成門駅	三田線	東京都 港区	43,230人	○	○	○	1	1	2 (2) 基	8 0 基	基	1 (1) 箇所	○	○	○	○	○	1	○			
東京都交通局	内幸町駅	三田線	東京都 千代田区	38,025人	○	○	○	1	1	2 (2) 基	10 0 基	基	箇所	○	○	○	○	○	1	○			
東京都交通局	日比谷駅	三田線	東京都 千代田区	38,566人	○	○	○	1	1	1 (1) 基	4 0 基	基	2 (2) 箇所	○	○	○	○	○	1	○			
東京都交通局	大手町駅	三田線	東京都 千代田区	61,653人	○	○	○	1	1	1 (1) 基	5 0 基	基	4 (2) 箇所	○	○	○	○	×	1	○			
東京都交通局	神保町駅	三田、新宿線	東京都 千代田区	117,291人	○	○	○	3	3	6 (6) 基	12 0 基	基	2 (1) 箇所	○	○	○	○	○	2	○			
東京都交通局	水道橋駅	三田線	東京都 文京区	39,824人	○	○	○	1	1	2 (2) 基	3 0 基	基	1 箇所	○	○	○	○	○	1	○			
東京都交通局	春日駅	三田、大江戸線	東京都 文京区	65,361人	○	○	○	3	3	5 (5) 基	20 (5) 基	基	8 (4) 箇所	○	○	○	○	○	1	○			
東京都交通局	白山駅	三田線	東京都 文京区	48,388人	○	○	○	2	2	3 (3) 基	5 0 基	基	3 箇所	○	○	○	○	○	2	○			
東京都交通局	千石駅	三田線	東京都 文京区	31,304人	○	○	○	1	1	2 (2) 基	1 0 基	基	1 箇所	○	○	○	○	○	1	○			
東京都交通局	巣鴨駅	三田線	東京都 豊島区	53,999人	○	○	○	1	1	2 (2) 基	9 0 基	基	1 箇所	○	○	○	○	×	1	○			
東京都交通局	西巣鴨駅	三田線	東京都 豊島区	29,560人	○	○	○	1	1	2 (2) 基	3 0 基	基	箇所	○	○	○	○	○	1	○			
東京都交通局	新板橋駅	新板橋線	東京都 板橋区	24,762人	○	○	○	1	1	2 (2) 基	2 0 基	基	箇所	○	○	○	○	○	0	○			
東京都交通局	板橋区役所前駅	新板橋線	東京都 板橋区	34,519人	○	○	○	2	2	3 (3) 基	1 0 基	基	箇所	○	○	○	○	○	2	○			
東京都交通局	板橋本町駅	新板橋線	東京都 板橋区	37,555人	○	○	○	2	2	2 (2) 基	3 0 基	基	箇所	○	○	○	○	○	1	○			
東京都交通局	本蓮沼駅	新板橋線	東京都 板橋区	25,190人	○	○	○	2	2	2 (2) 基	0												

#### I. 鉄道駅の移動等円滑化の達成状況(鉄道駅ごとに記入)

(令和7年3月31日現在)

住 所 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号  
 事業者名 東京都交通局  
 表彰者名 (役職名及び氏名) 局長 堀越 弥栄子  
 代

(令和7年3月31日現在)

## I. 鉄道駅の移動等円滑化の達成状況(鉄道駅ごとに記入)

共用駅 鉄道事業者名	鉄道駅の名稱	路線名	所在都道府県市町村	一日当たりの利用者数	有人駅無人駅別	公共交通機関等円滑化基準適合の有無	段差への応対	プラットホームの数	段差が解消されるプラットホームの数	エレベーターの設置数	エスカレーターの設置数	モビリティの設置数	他の設置数	傾斜数	路筋数	内設置の有無	障害者用ブロックの設置の有無	障害者用設備の有無	障害者用設備の有無	障害者用改札機の有無	障害者用改札機の有無	障害者用券売機の有無	車いす使用者の円滑な乗降が可能なプラットホームの数	転落防止のための設備の設置の有無						
	駅	線	人	0	駅	3	駅	90	駅	139	134	96	96	駅	96	96	駅	5	駅	78	22	駅	3	駅	96	駅	96	駅	96	駅
	駅	線	人	0	駅	3	駅	90	駅	139	134	96	96	駅	96	96	駅	5	駅	78	22	駅	3	駅	96	駅	96	駅	96	駅
	駅	線	人	0	駅	3	駅	90	駅	139	134	96	96	駅	96	96	駅	5	駅	78	22	駅	3	駅	96	駅	96	駅	96	駅
	駅	線	人	0	駅	3	駅	90	駅	139	134	96	96	駅	96	96	駅	5	駅	78	22	駅	3	駅	96	駅	96	駅	96	駅
	駅	線	人	0	駅	3	駅	90	駅	139	134	96	96	駅	96	96	駅	5	駅	78	22	駅	3	駅	96	駅	96	駅	96	駅
	駅	線	人	0	駅	3	駅	90	駅	139	134	96	96	駅	96	96	駅	5	駅	78	22	駅	3	駅	96	駅	96	駅	96	駅
	駅	線	人	0	駅	3	駅	90	駅	139	134	96	96	駅	96	96	駅	5	駅	78	22	駅	3	駅	96	駅	96	駅	96	駅
	駅	線	人	0	駅	3	駅	90	駅	139	134	96	96	駅	96	96	駅	5	駅	78	22	駅	3	駅	96	駅	96	駅	96	駅
	駅	線	人	0	駅	3	駅	90	駅	139	134	96	96	駅	96	96	駅	5	駅	78	22	駅	3	駅	96	駅	96	駅	96	駅
	駅	線	人	0	駅	3	駅	90	駅	139	134	96	96	駅	96	96	駅	5	駅	78	22	駅	3	駅	96	駅	96	駅	96	駅
	駅	線	人	0	駅	3	駅	90	駅	139	134	96	96	駅	96	96	駅	5	駅	78	22	駅	3	駅	96	駅	96	駅	96	駅
	駅	線	人	0	駅	3	駅	90	駅	139	134	96	96	駅	96	96	駅	5	駅	78	22	駅	3	駅	96	駅	96	駅	96	駅
	駅	線	人	0	駅	3	駅	90	駅	139	134	96	96	駅	96	96	駅	5	駅	78	22	駅	3	駅	96	駅	96	駅	96	駅
	駅	線	人	0	駅	3	駅	90	駅	139	134	96	96	駅	96	96	駅	5	駅	78	22	駅	3	駅	96	駅	96	駅	96	駅
	駅	線	人	0	駅	3	駅	90	駅	139	134	96	96	駅	96	96	駅	5	駅	78	22	駅	3	駅	96	駅	96	駅	96	駅
	駅	線	人	0	駅	3	駅	90	駅	139	134	96	96	駅	96	96	駅	5	駅	78	22	駅	3	駅	96	駅	96	駅	96	駅
	駅	線	人	0	駅	3	駅	90	駅	139	134	96	96	駅	96	96	駅	5	駅	78	22	駅	3	駅	96	駅	96	駅	96	駅
	駅	線	人	0	駅	3	駅	90	駅	139	134	96	96	駅	96	96	駅	5	駅	78	22	駅	3	駅	96	駅	96	駅	96	駅
	駅	線	人	0	駅	3	駅	90	駅	139	134	96	96	駅	96	96	駅	5	駅	78	22	駅	3	駅	96	駅	96	駅	96	駅
	駅	線	人	0	駅	3	駅	90	駅	139	134	96	96	駅	96	96	駅	5	駅	78	22	駅	3	駅	96	駅	96	駅	96	駅
	駅	線	人	0	駅	3	駅	90	駅	139	134	96	96	駅	96	96	駅	5	駅	78	22	駅	3	駅	96	駅	96	駅	96	駅
	駅	線	人	0	駅	3	駅	90	駅	139	134	96	96	駅	96	96	駅	5	駅	78	22	駅	3	駅	96	駅	96	駅	96	駅
	駅	線	人	0	駅	3	駅	90	駅	139	134	96	96	駅	96	96	駅	5	駅	78	22	駅	3	駅	96	駅	96	駅	96	駅
	駅	線	人	0	駅	3	駅	90	駅	139	134	96	96	駅	96	96	駅	5	駅	78	22	駅	3	駅	96	駅	96	駟	96	駅
	(合計)	駅	人	0	駅	3	駅	90	駅	139	134	96	96	駅	96	96	駅	5	駅	78	22	駟	3	駟	96	駟	96	駟	96	駟

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和6年度）

住 所 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

事業者名 東京都交通局

代表者名（役職名及び氏名）局長 堀越 弥栄子

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の鉄道駅を設置又は管理している。	<input checked="" type="radio"/>
(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の鉄道駅を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第2号様式)

- 注1. 複数の路線が乗り入れる鉄道駅は1鉄道駅として計上し、路線名の欄に当該複数の路線名を記入すること。
2. 有人駅、無人駅の別の欄には、当該鉄道駅が無人駅である場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
3. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該鉄道駅が公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
4. 段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条及び第18条の2の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
5. プラットホームの数の欄には、当該鉄道駅に設置されているプラットホームの総数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
6. 段差が解消されているプラットホームの数の欄には、鉄道駅の出入口とそれぞれのプラットホームとの間の経路の段差が解消されているプラットホームの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
7. エレベーターの設置基数の欄には、当該鉄道駅に設置されたエレベーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第7項の基準に適合するエレベーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
8. エスカレーターの設置基数の欄には、当該鉄道駅に設置されたエスカレーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第9項の基準に適合するエスカレーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
9. その他の昇降機の設置基数の欄には、エレベーター及びエスカレーター以外の昇降機の設置基数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
10. 傾斜路の設置箇所数の欄には、当該鉄道駅に設置された傾斜路の総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第6項及び第6条の基準に適合する傾斜路の数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
11. 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第9条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
12. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
13. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に便所が設置されていない場合は一印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所（公共交通移動等円滑化基準省令第13条第2項の基準に適合するものをいう。第10号、第12号、第22号及び第24号様式を除き以下同じ。）が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
14. 障害者対応型改札口の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に改札口が設置されていない場合は一印を、改札口が設置されており、かつ、障害者対応型改札口（公共交通移動等円滑化基準省令第19条の基準に適合するものをいう。以下同じ。）が設置されていない場合は×印を、障害者対応型改札口が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
15. 障害者対応型券売機の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に券売機が設置されていない場合は一印を、券売機が設置されており、かつ、障害者対応型券売機（公共交通移動等円滑化基準省令第17条の基準に適合するものをいう。以下同じ。）が設置されていない場合は×印を、障害者対応型券売機が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
16. 車椅子使用者の円滑な乗降が可能なプラットホームの数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第1号から第3号までの基準に適合しているプラットホームの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
17. 転落防止のための設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第6号から第8号までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
18. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
19. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
20. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。